



第2号

発行日 平成5年7月1日
発行者 社団法人 日本プールアメニティ施設協会
東京都千代田区神田錦町1-10
TEL 03-3292-2977
FAX 03-3292-3236

遊泳用プールについて

厚生省生活衛生局

局長通知の歴史



熱弁をふるう大井田 課長補佐

現在、遊泳用プールについて定められた法律はあまりありません。厚生省生活衛生局長通知を出して、遊泳用プールの衛生に関する基準を定め、疾病の予防と環境の維持に努めています。

別表①、(社)日本プールアメニティ施設協会事務局がまとめた表に従って説明すると、厚生省が初めてプールに関する通知を出したのは、昭和四〇年、一九六五年である。

内容は、水質について定めたものであり、他の項についてはふれていない。次に昭和四四年に、対象にするプールの大きさについて、100㎡以上とする旨を通知し、同時にプールの設

備や、その他の付帯設備についても定めている。普及しつつあった浄化装置(プール水循環使用のための汚過装置)の容量について定めたり、室内プールの普及に対応して、換気や照明について定めるなど、時代の流れを反映していると考えられよう。

昭和四七年には、屋内プールにおける炭酸ガスの濃度を規定し、換気の目安を示した。またプール水の温度を22℃以上とすることや足洗場の遊離残留塩素の濃度を規定するなど具体的な管理基準を示した。

それから暫く改訂はなく、約6年後の昭和五三年に、過マンガン酸カリウム消費量の基準を改訂した。それ

まで20mg/lだったものを12mg/lと大きく変更した。昭和五五年は分析法の改訂であり、昭和六〇年は課長通知をもって、オーバフローの扱い、腰洗槽、全換水について方針を示したり、定めたりした。

昭和六一年には、水質、施設、維持管理の3本柱に加えて、基準の目的が加わり系統的にプールの衛生基準が整った。約二〇年の歳月を経て、遊泳用プールの衛生基準について整備が行なわれてきたわけであるが、その間、工業の近代化と技術開発は格別のものがあがり、様々な技術が開発され、汚過、分解、消毒の分野に大きな進歩をもたらしたと考

平成四年四月二十八日の局長通知で、プール基準検討会の報告をふまえ、いくつかの新しい基準を示した。プール水の水処理方法について、一部に使用されているオゾンや紫外線装置の適用、二酸化塩素の使用基準について示した。

施設基準については、オーバフロー水再利用設備について検討し、排水や床洗浄水がオーバフロー再利用系に入らないことや、洗浄設備について、シャワー及び足洗場を設置することを示し、従前均一的に基準としていた腰洗い槽につ

いて、平成四年四月二十八日の局長通知で、プール基準検討会の報告をふまえ、いくつかの新しい基準を示した。プール水の水処理方法について、一部に使用されているオゾンや紫外線装置の適用、二酸化塩素の使用基準について示した。

施設基準については、オーバフロー水再利用設備について検討し、排水や床洗浄水がオーバフロー再利用系に入らないことや、洗浄設備について、シャワー及び足洗場を設置することを示し、従前均一的に基準としていた腰洗い槽につ

ては、入れ替り式プールの場合に望ましい設備とし、かつ水質管理が行ないやすい構造とすることを付け加えた。すなわち、通常の循環式浄化設備を持つプールではシャワーと足洗場のみで良いとする旨を示した。一方循環式浄化プールにおいては、従前の3ターンから4ターンへの基準を改めた。維持管理については、地球温暖化や資源有効活用問題もあり、水資源の有効活用および省エネルギーに配慮するよう求めた。

水質の項目では、特に濁

度で従前の5度以下から、3度以下へ基準を変更した。また遊離残留塩素の項に1.0mg/l以下であることが望ましいとする旨を加え、上限について基準を示すなど、快適遊泳環境の維持を目指す。大腸菌についても100ml中の最確数は、5を超えないこととし、従前の推定試験の結果、5本中3本以上が陽性となった場合のステップで行われていた方法を、始めから取り入れ、より衛生的な確認をシビアなものとした。

(一)はじめに

プールの衛生基準については、厚生省によってプールの水質基準が昭和四〇年に定められて以来、その後の衛生水準の向上や技術の進歩にあわせて改正され、現行の水質、設備、維持管理の3基準から構成される衛生基準(昭和六一年五月三十日厚生省生活衛生局長通知)により、プールにおける疾病の予防をはじめプールの衛生と安全の確保が図られてきている。

近年、国民の健康志向に伴ってプールの施設数や利用者数は年々増加する一方、プールは健康増進、スポーツ、レジャーのための最も身近な施設の一つになるとともに、最近ではリラクゼーションやリハビリテーションなど多様な目的で利用されるようになってきている。

このように泳ぐためのみのプールから、プールの利用形態や利用目的が多様化していきなから、その水質をはじめとして、より快適なプールを求める声や、それぞれの利用形態に合わせた設備や維持管理を求める声も聞かれるようになってきた。一方、プール数の増加や形態の変化にあわせて、プールの水処理などについて新しい技術も開発され、オゾン処理や紫外線処理なども実用化されてきている。プール基準検討会では、以上のような背景を踏まえながら、安全快適で衛生的であることはもとより、最近の技術の向上にあわせてプールの水質の向上を図ることを出発点とし、プールの設計や運営の根拠となっている施設や維持管理に関する基準を、今日におけるプールの形態や利用形態の多様化に対応させるとともに必要な規定を設けることにより、これまで以上に幅広い国民に親しまれるプールの実現を図ることが国民の健康の増進に資することと考えた。このようなことから、現行のプールの衛生基準について検討を行い、今日の衛生水準、技術水準等に照らし合わせ、望ましい水質、施設および維持管理について以下のような考え方に基いて改定を行うべきであるとの結論を得た。

厚生省においては、本報告を勧告の上、現行のプールの衛生基準の改正等必要な行政的措置に速やかに着手させることを期待する。

七月、いよいよ、遊泳のシーズン来る。設備技術の進歩により、オールシーズンの快適な遊泳施設は、全国に数々出来た。春夏秋冬いつでも快適遊泳が可能な現在ですが、やはり夏が来ると、遊泳、および、を連想します。

協会も発足以来年々を越えて、プール衛生管理者講習会を厚生省、各都道府県、市町村の関係各位の協力を得て実施すること四回、延四〇〇余名の修了者を世に送り出したわけですが、

公衆衛生の専門医による具体的な衛生管理方法の指導や、実務経験豊富な衛生指導に直接関与する行政の御担当部局の先生方の具体的な事例をあげての解説は大変強力な説得力があり、旁らで聴く協会職員の中の大きな責任感が残されている。

更に、建築や設備の設計や施工の専門家の先生方のお話には、施設設計方針や、各指導の役割について十分な理解が得られる様に施工例の写真や、図面を用いて例示しながらの解説となり、判りやすいと評価が高い。健康の町づくりから始まった、プールアメニティへの取組は、我々国民の高齢化、就労年限の上昇とあいまって、健康な生活を確得するための、安全で手軽な有酸素運動の場を得る事に役立つものとして、全国各地で、泳ぐことへの認識が、競泳から、快泳へと転換しつつある響が伝わってくる。教育のレベルからリフレッシュのレベルを経過して、健康、ヘルシーのレベルへと到達しつつあると考えられる。

平成五年は、健康を定着させる年である。

ぜんそくに

効果のある遊泳

近年小児ぜんそくが話題となっているが、日本において、大人のぜんそくあるいは、ぜんそく?の人を合計すると全人口の3分の1に及ぶとも言われている。プール遊泳は、全身運動であり、むりのない体力の増強に効果があると言われ、一部医療従事者

や研究者の報告として、プール遊泳とぜんそくの対処に関する関連性や、効果が報告されている。特に厚生省が力を入れている高齢化対策、高齢者の健康維持、小児を含めた国民の健康維持、増進に効果のある有酸素運動の方法の一つとして遊泳は重要な役割を努める

ことは明らかである。快適な遊泳環境を作るための調査研究および衛生的な管理を維持するための、プール衛生管理者の育成に努力されるよう、社団法人プールアメニティ施設協会に期待します。

遊泳用プールの衛生基準のあり方について(報告)抄

平成4年4月10日
厚生省生活衛生局長
玉木 武 殿
プール基準検討会
座長 野崎 貞彦
遊泳用プールの衛生基準のあり方について(報告)

プール基準検討会では、厚生省生活衛生局長の求めにより、平成2年10月29日に発足以来、水質基準分科会(真柄 泰基分科会長)、施設基準分科会(木村宏分科会長)及び維持管理基準分科会(木村 宏分科会長)において検討を重ねてまいりました。プール基準検討会ではこれら分科会からの報告をもとに、これまでのプールの衛生基準に関する全般的な検討を加えてまいりましたが、本日ここに成案を得ることになりましたので、報告いたします。

このように泳ぐためのみのプールから、プールの利用形態や利用目的が多様化していきなから、その水質をはじめとして、より快適なプールを求める声や、それぞれの利用形態に合わせた設備や維持管理を求める声も聞かれるようになってきた。一方、プール数の増加や形態の変化にあわせて、プールの水処理などについて新しい技術も開発され、オゾン処理や紫外線処理なども実用化されてきている。プール基準検討会では、以上のような背景を踏まえながら、安全快適で衛生的であることはもとより、最近の技術の向上にあわせてプールの水質の向上を図ることを出発点とし、プールの設計や運営の根拠となっている施設や維持管理に関する基準を、今日におけるプールの形態や利用形態の多様化に対応させるとともに必要な規定を設けることにより、これまで以上に幅広い国民に親しまれるプールの実現を図ることが国民の健康の増進に資することと考えた。このようなことから、現行のプールの衛生基準について検討を行い、今日の衛生水準、技術水準等に照らし合わせ、望ましい水質、施設および維持管理について以下のような考え方に基いて改定を行うべきであるとの結論を得た。

厚生省においては、本報告を勧告の上、現行のプールの衛生基準の改正等必要な行政的措置に速やかに着手させることを期待する。

健 泳

本記事は、平成五年六月一〇日東京霞山会館で行なわれた当協会講演会で自治省財政局交付税課課長補佐坂本森勇先生が講演された講演録抄の一部です。

遊泳用プールの衛生管理者について

通知

衛生企 第122号
平成4年12月11日
都道府県各政令市特別区
衛生主管部(局)長 殿
厚生省生活衛生局企画課長
遊泳用プールの衛生管理者について

「遊泳用プールの衛生基準について」(平成4年4月28日付衛生企第45号厚生省生活衛生局長通知、以下「局長通知」という。)において、遊泳用プールに衛生管理者を置くこととされているが、その設置に当たっては、下記の点について御配慮願いたい。

1. (1) 局長通知において、プールにおける安全かつ衛生的な維持管理の実務を行わせるため、衛生管理者を置くこととされているのは、プールの衛生と安全

施設やその運用について一般的な専門知識を持った衛生管理者を配置し、水質面の管理をはじめとするプールの現場における維持管理や施設の保守点検整備の徹底を図る必要があることによるものであること。

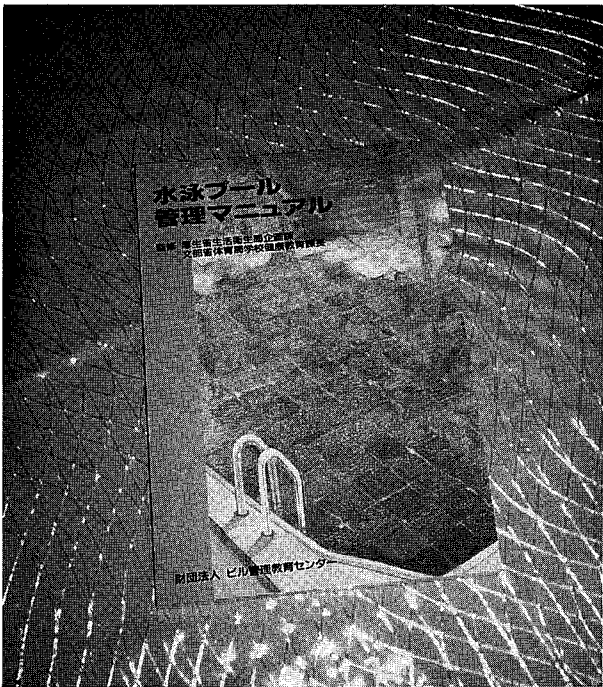
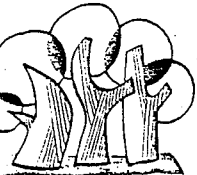
(2) 局長通知において、衛生管理者となるものについて必要とされている「プールにおける安全及び衛生に関する知識及び技能」は、主として次の5点に関する知識及び技能であること。

ア プールの水質管理
イ プール設備の維持管理
ウ プール施設内の清掃
エ プールにおける疾病とその予防
オ プール施設内での事故防止と救護対策

2. (1) このため、プールの管理責任者は、衛生管理者を選任するに当たって

は、次に掲げる講習会を受講した者等、上記5点についての知識及び技能を有する者を充てるよう努めること。

ア 社団法人日本プールアメニティ施設協会の開催するプール衛生管理者講習会
イ 保健所等において開催されるプールの安全及び衛生に関する講習会
(2) プールの管理責任者は、衛生管理者として選任した者について、上記5点の知識及び技能が十分でなくその向上が必要と認めるときは、(1) ア又はイに掲げる講習会を受講させる等、当該衛生管理者に対し積極的に研修の機会を与えるよう努めること。



水泳プール管理マニュアル平成4年1月28日厚生省生活衛生局長通知を解説したマニュアルです。ご希望の方は当協会迄お申し込み下さい。

協会概要

目的

近年のプール利用形態の多様化、プール関連技術の進歩等遊泳用プールを取り巻く状況変化を踏まえ、プールの衛生水準及びアメニティの向上を図るため、調査研究、情報提供等所要の事業を行い、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（会 員）

この法人の会員は、次の四種とする。

一、正会員 プール事業の運営、プールの施設設備の製造販売管理又はプールの建設を営む個人又は団体で、この法人の目的に賛同して入会したもの
二、学術会員 プールに関する学術的な研究を行っている者で、この法人の目的に賛同して入会したもの
三、協力会員 プール事業の運営又はプールの施設設備の販売管理を営む個人又は団体で、この法人の事業を賛助するため入会したもの
四、名誉会員 この法人に功労のあつた者で、総会において推薦されたもの

事業

一、プールの衛生水準及びアメニティの向上に関する調査研究
二、プールの衛生管理者に対する講習会の開催
三、プールの関連衛生設備の取扱技術者に対する講習会の開催
四、プール関連衛生設備に関する技術開発、機器規格の作成及び規格適合機器の認定
五、プールの衛生水準及びアメニティの向上に関する

学術委員会発足

平成五年六月十日の評議員会にて、学術委員会の早期開催が検討された。前回の理事会、総会にて選任された各委員会委員長を含め、各委員会委員が内定した。七月八日開催の理事会、総会にて、具体的活動

《調査研究企画委員会》
委員長 野崎 貞彦
副委員長 井上 宇市
元早稲田大学理工学部教授
委員 大井田 隆
厚生省生活衛生局企画課課長補佐
委員 久保田 英
厚生省保健医療局健康増進課課長補佐
委員 玉利 齊
（財）日本健康スポーツ連盟理事長
委員 濱田 昭
昭和大学薬学部教授

《教務委員会》
委員長 濱田 昭
昭和大学薬学部教授
副委員長 大井田 隆
厚生省生活衛生局企画課課長補佐
委員 大山 和彦
（財）ビープル 店舗開発部
委員 木原 美知子
ケイアンドエムインターナショナル株式会社代表取締役
委員 笹野 英雄
東京都立衛生研究所環境衛生保健科長
委員 原野 悟
日本大学医学部助手、

会 員 名 簿（正会員のみのみ）

正会員四〇社（順不同）

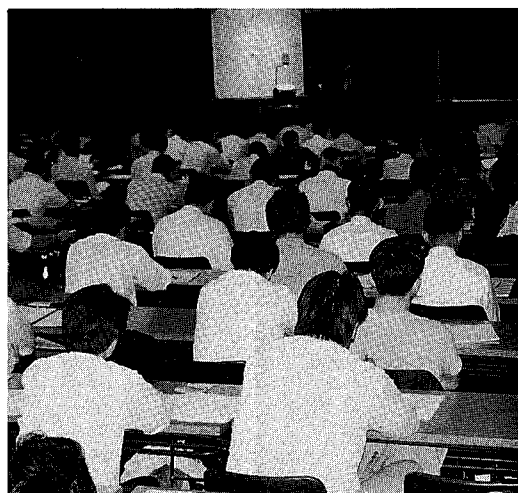
- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 三菱電機株式会社 | 住友精密工業株式会社 |
| 栗田工業株式会社 | 富士電機株式会社 |
| 水道機工株式会社 | 株式会社サクラ |
| 三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社 | ベルメック電機株式会社 |
| ミウラ化学装置株式会社 | クロシンエンジニアーズ株式会社 |
| 日本フィルコン株式会社 | 株式会社 |
| トリス株式会社 | 荏原インフィル株式会社 |
| ローレル株式会社 | 千代田工販株式会社 |
| 株式会社三進ろ過工業 | 株式会社フジタ |
| 在原インフィル・エンジニアリング・サービス株式会社 | 西松建設株式会社 |
| アリンダ・サービス株式会社 | 株式会社朝日工業社 |
| 寿化工機株式会社 | 株式会社ビーブル |
| 東西化学産業株式会社 | キリンビール株式会社 |
| 日機装エィコー株式会社 | 株式会社テラルキョク |
| 理水化学株式会社 | 株式会社荏原製作所 |
| 株式会社東工業 | ヤマハ発動機株式会社 |
| 株式会社三協 | コマツ化成株式会社 |
| 東急設備株式会社 | 株式会社INAX |
| フジカ濾水機株式会社 | 日本カーリット株式会社 |
| 株式会社協和産業 | 株式会社日本アルミ |
| | サンエイ工業株式会社 |
| | 東レ株式会社 |

前号に会員、社名に誤りがありました、お詫び申し上げます。

講習会申し込み
用紙配布中
協会へ申し込み下さい。

プール衛生管理者講習会日程決まる

プール衛生管理者講習会で開催される。二月の東京第五回以降の日程が具体決った。九月に名古屋、十月に大阪、十一月に広島、会場設定を検討中である。



東京会場で熱心に聴講する受講者の皆さん。

名古屋会場	開催日 平成5年9月8日(水)～9日(木) 会場 名古屋港湾会館
大阪会場	開催日 平成5年10月6日(水)～7日(木) 会場 大阪厚生年金会館
広島会場	開催日 平成5年11月17日(水)～18日(木) 会場 広島(株)RCC文化センター

海を渡った プール衛生管理者講習会

平成五年五月二十日・二十一日の二日間、第三回プール衛生管理者講習会が、東京、お茶の水総評会館にて開催された。

平成五年六月三日・四日の二日間、北海道札幌市において、第四回プール衛生管理者講習会が開催された。北国の短い春も終り夏が来る直前のシーズンであった。受講者の行動の容易な時季、シーズン前をねらったジャストタイミングで開催された。竹中会長の開講の辞に

つづき、北海道、札幌市ご当局より、プール衛生管理者講習会への期待と、要望が述べられた。



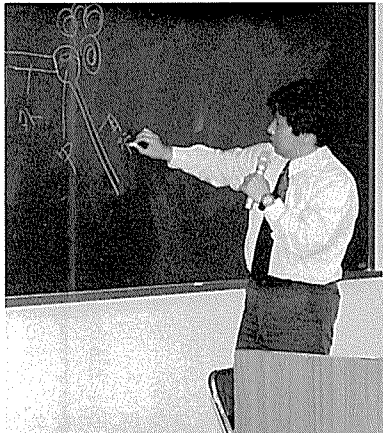
北海道のプール状況をふまえて
あいさつする西沢課長補佐



札幌市の現状と受講者への期待を含め
あいさつする市川担当部長



地域のプール水管理について熱弁を
ふるう環境衛生係長 向原先生



人体構造をひもとく、原野先生



水質分析の実際についてわかりやすく
説明する検査係長 浦嶋先生

プール衛生管理者講習会カリキュラム

日(曜日)	講 義 科 目	時 間 割	講 師
6月3日 (木)	開 講 式	9:00~9:20	会長、北海道、札幌市
	プールの衛生基準と関連制度	9:20~10:10	大井田 隆
	プールの事故防止対策	10:10~10:50	〃
	プールの衛生	11:00~12:30	原野 悟
	休 息	12:30~13:30	
	プールの施設	13:30~14:20	松崎孝紀
	プールの設備	14:20~14:50	石原正巳
	プールの設備	14:50~15:20	小川啓介
	プールの設備	15:20~16:00	石井新一
	設備のメンテナンス	16:00~16:30	馬場利則
6月4日 (金)	設備のメンテナンス	16:30~17:00	高取博文
	プールの水質管理・運営	9:00~9:50	向原紀彦
	水 質 分 析	9:50~11:20	浦嶋幸雄
	プールの施設設計	11:20~12:30	村上憲一
	休 息	12:30~13:30	
	プールの施設設備	13:30~14:50	長島弘典
	協会の目的と業務	15:00~15:40	石塚 昭
	考 査	15:40~17:00	

講 師 名(札幌会場)	
大井田 隆	厚生省生活衛生局企画課課長補佐
西沢 清利	北海道保健環境部衛生施設課課長補佐
市川 修三	札幌市衛生局衛生担当部長
原野 悟	日本大学医学部公衆衛生学教室助手 (財)健康・体力づくり事業財団主任研究員
向原 紀彦	札幌市中央保健所衛生課環境衛生係長
浦嶋 幸雄	札幌市衛生研究所理化学環境検査係長
村上 憲一	村上建築設計室主宰
竹中 浩治	当協会会長兼(財)厚生年金事業振興団常務理事
石塚 昭	(社)日本プールアメニティ施設協会専務理事

編集後記

一億人以上の人々が住む日本、その中で、四万とも五万とも言われているプール。多い、少ないはここでは話すのは論外である。ビル管法の特定建築物の二倍以上の数である。三千平方メートル以上の建築物については、いわゆるビル管法があって、それに基づいた様々な基準が明確になっている。しかし、人の体に直接ふれたり、場合によっては、飲んだりもするプールの水については、局長通知ではない。これでいいのだろうか。

プールと言えば、競泳がもっとも注目される。テレビ、ラジオなどのマスコミで取りあげられるのも、日本新、世界大会などである。ぜんそくやアトピー性皮膚炎、肥満防止など健康づくりとの関連ではほとんど取りあげられていない。

昨年の通知によって、各自治体で条例化に取り組んでおられるかすでに条例を制定、改訂された自治体のご担当各位の皆様ご苦勞様でした。条例にたよらなくとも良い法制化に向けて、努力を重ねて行きたいと考えています。

シーズンイン特集号、海、山への夏休み旅行を計画している皆さんも多数おられると思います。秋から始まるメンテナンス講習会に向けて、設備の基準作りや、講習会カリキュラム作りに忙しい今、原点に立ちかえって、アメニティプールで、泳ぐをテーマに、本号は、自治体財政に深くかかわっている自治省交付税課の坂本課長補佐の講演を掲載させていただきます。次号は、機器基準等についても掲載したいと考えています。